

新宿区教育委員会会議録

平成27年第3回臨時会

平成27年3月27日

新宿区教育委員会

平成27年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成27年3月27日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時18分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄	教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一
文 化 観 光 課 長	橋 本 隆	統 括 指 導 主 事	早 川 隆 之
統 括 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏

書記

教 育 調 整 課 調 整 主 査	高 橋 美 香	教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝
-------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 16 号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 第 17 号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 18 号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 19 号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 20 号議案 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則及び新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 6 第 21 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 第 22 号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 第 23 号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 第 24 号議案 新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する要綱の一部改正について
- 日程第 10 第 25 号議案 指定校変更申立てを不許可とする決定に対する異議申立てに対する決定について
- 日程第 11 第 26 号議案 新宿区指定文化財の指定について

報告

- 1 区立幼稚園のあり方の見直し方針（素案）について（学校運営課）
- 2 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課）
- 3 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成27年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、松尾委員が間もなく到着すると連絡が入っておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

また、本日の進行につきましては、初めに日程第11、第26号議案の説明を受け、質疑及び採決をした後、報告2の報告を受け、質疑を行い、その後、日程第1、第16号議案に戻って順次進行するものとします。

- ◎ 第16号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第17号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- ◎ 第18号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第19号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第20号議案 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則及び新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則を廃止する規則
- ◎ 第21号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第23号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第24号議案 新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済

教科書)採択に関する要綱の一部改正について

◎ 第25号議案 指定校変更申立てを不許可とする決定に対する異議申立てに対する決定について

◎ 第26号議案 新宿区指定文化財の指定について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第16号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第17号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第18号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第19号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第20号議案 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則及び新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則を廃止する規則」、「日程第6 第21号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第8 第23号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第9 第24号議案 新宿区立学校において使用する教科用図書(文部科学省検定済教科書)採択に関する要綱の一部改正について」、「日程第10 第25号議案 指定校変更申立てを不許可とする決定に対する異議申立てに対する決定について」、「日程第11 第26号議案 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。

○教育長 委員長。第25号議案につきましては、審議の過程において申立人の個人の特定につながるおそれがあるため、非公開による審議をお願いしたいと思います。

○羽原委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。第25号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 異議がございませんでしたので、第25号議案を非公開により審議するものとします。

それでは、初めに第26号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第26号議案について御説明いたします。第26号議案 新宿区指定文化財の指定についてでございます。

今回は新宿区指定文化財の指定が1件となっております。内容の詳細については、文化観

光課長より御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、新宿区指定文化財の指定について御説明をいたします。

今回御審議をお願いする案件は、美術工芸品保存桐箱製作の保持者、大坂重雄氏でございます。

指定の種別ですが、無形文化財、工芸技術で、この分野におきましては、区の文化財として初めての指定となります。

桐箱は温湿度の変化に緩やかに適応していく性質であることから、美術工芸品を安定した環境の中で保存・管理する上で極めて有効です。このことから、例えば、書画や掛け軸、このような文化財として大変に貴重な美術工芸品の保存に用いられております。

大坂氏でございますが、江戸指物師の伝統を受け継ぐ職人として伝統的な指物製作技術を取得され、美術工芸保存桐箱製作技術を体得されております。また、後進の指導・育成にも御尽力をされているところで。

そして、昨年10月でございますが、文部科学大臣からこの分野では2人目となる国選定保存技術者に認定されました。大坂氏の持つ技法や製作工程は未来に継承すべきものであり、新宿区内で活動する伝統技術伝承者として重要な存在であるため、新宿区指定文化財への指定について御審議をいただくものでございます。

なお、本件につきましては、去る2月21日に開催されました新宿区文化財保護審議会におきまして、区長からの諮問に対しまして大坂重雄氏を無形文化財に指定する旨の答申をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育調整課長 それでは、議案をごらんください。提案理由です。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定するためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○羽原委員長 第26号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

○羽原委員長 せっかくですからお伺いしますが、指物師は新宿区にはほかにいらっしゃいますか。

○文化観光課長 文化財としては初めての指定ということになりますが、実際に携わっている職人さんがいるかどうかは私どもも把握できておりません。申しわけございません。

○羽原委員長 この大坂さんの後継者はいらっしゃいますか。

○文化観光課長 原町に作業所がございまして、そちらでは何人かが一緒に作業をされているということですので、その中に技術を徐々に伝承してやがては後継者になるものと考えております。

○羽原委員長 ぜひ、応援してあげてください。ありがとうございました。

ほかにどうぞ。

[発言する者なし]

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告2の報告を受けます。事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、新宿区地域文化財の認定についてご説明いたします。

新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づき、平成27年3月13日付で地域文化財を認定いたしましたので、本委員会にてご報告させていただきます。資料をごらんください。

今回認定いたしました物件は、東京若葉キリスト教会でございます。

所在地は、新宿区若葉一丁目16番地、宗教法人東京若葉キリスト教会の所有でございます。

本教会は昭和23年に建設されたものであり、明治36年に本地に最初の教会堂が建設されて以来3代目に当たる建物でございます。

先に発生いたしました東日本大震災の被害により、外壁等は大規模な補修が行われておりますが、窓枠など建具や小屋組みは当初のままでございまして、外観も大きな変更はございません。

また、本教会は日本で数多くの西洋建築、例えば、早稲田のスコットホールなども手がけましたアメリカ人のウィリアム・ヴォーリズ的设计によるものであると推察されております。なお、このウィリアム・ヴォーリズでございますが、委員の皆様も御存じ、メンソレータムで知られております近江兄弟社の創設者の一人でもございます。

地域の歴史ですとか、あるいは建築史、さらには教会史の観点から貴重な建築物として評価できることが認定の理由でございます。

説明は以上でございます。

○羽原委員長 説明が終わりました。報告2について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 それでは、報告2の質疑を終了いたします。

それでは、第16号議案から第24号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、議案概要をごらんください。

まず、第16号議案、新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則でございます。非常勤職員の職の設置及び廃止、並びに報酬の額の改定に伴い別表を改めるものでございます。

1として、聴覚・言語指導員の勤務様態に柔軟性を持たせ、指導員を採用しやすくするとともに言葉の教室の指導時間を増やすため新たな職を設けるものでございます。

また、2として、教育行政推進員の丙2につきまして、当該職が不要となり廃止されたことから削除するものでございます。

また、3として、特別区人事委員会勧告に基づきまして、一般職員の給料表等をもとにして報酬の額を改定するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

別表第2の改正案をごらんください。こちらに、聴覚・言語指導員、新設の戊、月額24万1,900円を追加するものでございます。

また、現行教育行政推進員の丙2を削除するといったものでございます。その他は、報酬の額の変更等でございます。

提案理由は、教育委員会非常勤職員の職の設置及び廃止並びに報酬の額の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改める必要があるためでございます。

次に、第17号議案、新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法と申しますが、その一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

1として、区長と教育委員会とが協議・調整を行う総合教育会議を設置することに伴い、教育委員会の事務局において担当する課を定めるものでございます。

また、2として、地教行法の改正により、幼保連携型認定こども園の所管が区長に移管されることから、教育委員会事務局の担当事務から幼保連携型の区立子ども園の管理運営等に関する規定を削除するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。第12条、教育調整課管理係に総合教育会議の規定を設け、また、第15条、学校運営課の子ども園の部分を削除するものでございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、次に、第18号議案、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちら第17号議案同様に子ども・子育て支援法の制定等により地教行法の改正が行われたため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。下線部について区長部局に権限が移行されるため規定を削除するものでございます。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、次に、第19号議案、新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

1として、入園申請時に支給認定書の写し、または、幼児及び保護者の住所の確認できる書類を提出する旨を規定する。

また、2として、保護者の収入等及び扶養する子どもの人数により入園料及び保育料の額の算定を行う際の手続、また、保護者に通知する旨を規定する。それから、3としては、減免事由のうち、条例において入園料及び保育料が規定されたものについて、減免事由から削除するものでございます。その他規定を整備するものです。施行期日は、平成27年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。第6条、入園の申請の提出書類等が記載されています。また、第12条からは入園料及び保育料の決定手続に係るものが載っています。

第13条、第14条につきましても手続の規定でございます。また、第16条、入園料等の減免については、条例に規定されたことにより下線部を削除するものでございます。その他、必要な規定整備及び様式の改正でございます。

提案理由は、新宿区立幼稚園条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

ございます。

それでは、次に第20号議案、新宿区立子ども園の管理運営に関する規則及び新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則を廃止する規則でございます。

こちらも地教行法の一部改正に伴い、規則を廃止するものでございます。新宿区立子ども園の管理運営に関する規則、また、新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則について、幼保連携型認定こども園の所管が地方公共団体の長である旨が規定されたことから、これらの規則を制定する必要性がなくなったため廃止するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規則を廃止する必要があるためでございます。

では、次に第21号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

改正内容1として、国や他の特別区において、病気休暇の取得上限日数を定めている状況を踏まえ、新宿区においても病気休暇の取得上限日数を連続する90日と定め、休暇取得期間を明確にするものでございます。

また、過去1年以内に取得した病気休暇の日数を合算し90日を超えてはならないものとするものでございます。現在、9区が同様の規定をしているものですが、当区でも以前から同様に取り扱っているところでございます。

また、2として、給与条例の改正により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、管理職特別勤務手当を支給することとしたことから、様式を改正するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。第16条で、90日を超えることができないという規定でございます。

提案理由は、幼稚園教育職員の病気休暇の取得上限日数に関する事項を定めるほか、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、次に第22号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給

等に関する規則の一部を改正する規則でございます。幼稚園教育職員における懲戒処分における昇給抑制に関し所要の改正を行うものでございます。

昇給区分がAまたはBの者で処分を受けた者にあつては、昇給の号級数を4号級とみなすものでございます。現行、Aについては6号昇給、また、Bは5号昇給から抑制をされていましたが、今回からは4号昇給から抑制されるということで、処分を受けることによって昇給が抑制されることとなります。人事院勧告を受けた改正内容となっております。

施行期日は平成28年4月1日でございます。これは平成27年度の処分から対象となるために平成28年4月からの施行といったものでございます。

新旧対照表をごらんください。第10条、昇給の号級数ということで、下線の最後、4号級とみなす改正でございます。

提案理由は、幼稚園教育職員における懲戒処分による昇給抑制に関し、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、次に第23号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。こちらも幼稚園教育職員の給与条例の一部改正によりまして、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給することとしたことから必要な事項を定めるものでございます。

1として、額を定めてございますが、園長5,000円、副園長4,000円となっております。

また、2として、週休日等に勤務した場合、引き続き平日夜間に勤務した場合は支給を行わないというものです。これは、例えば、日曜日等の勤務については別途1万円の特別手当が出ますので、その場合は支給をしないといったものでございます。

その他規定整備でございます。施行期日は平成27年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。第3条に園長5,000円、副園長4,000円といった規定が設けられてございます。

提案理由は、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う必要があるためでございます。

最後に第24号議案でございます。新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の一部改正についてでございます。

内容については、1として、調査委員会において、校長を調査委員とすることができない場合は副校長である教員1名以上を調査委員としなければならない旨を規定するほか規定整備を行うものでございます。施行期日は、平成27年4月1日でございます。

平成27年度には、中学校の教科用図書の採択に臨むわけですが、教科が9教科ございまして、専科の関係や教科書の執筆等に校長がかかわっているといったこと等があった場合に、調査委員に校長がなれない場合を想定し、副校長を追加するものでございます。

では、第24号議案の新旧対照表をごらんください。第6条1項3号、こちらが、教育長が必要と認める場合、9名を超えない範囲で組織するというところでございます。これは従前細目等で定めていたものを条項化したものでございます。具体的には、社会科の場合は地理的分野、歴史的分野、公民的分野と計3名加えて9名となるといったところで枠を広げたものでございます。

(4)については、先ほどご説明した内容で副校長の規定を追加したものでございます。4号、5号については、先ほど説明した内容の規定でございます。

提案理由は、新宿区立学校において使用する教科用図書の採択に関し所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。第16号議案から順次、御意見、御質問をいただきたいと思っております。

まず、第16号議案について、御意見、御質問ありましたらどうぞ。

○今野委員 内容的には適当だろうと思っておりますが、表を見ていて少し気になることがありました。甲、乙、丙、丁、戊というのがわかりにくいなと思って表を見てみると、ローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲとなっていたり、甲2、乙2、丙2となっていたり、見た目がよくないので、何かのときにローマ数字なりに統一したほうがわかりやすいかなと思いましたが、意見を申し述べました。

○教育支援課長 今回議案に出ている言語・聴覚指導員につきましては、体制の整備を図っているところでございまして、行く行くは、甲と乙といった表記ではなく、3段階程度に改定させていただこうと思っております。

甲2ですとか、今ご指摘があった表記の部分については今後検討させていただきたいと思っております。

○羽原委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次いで、第17号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特にございませんでしょうか。

○松尾委員 17号議案では総合教育会議の協議及び調整事項、調整に関することというのが規定に増えたわけでありますけれども、これは、ここに出てきているのは教育委員会に関する部分になっているかと思います。総合教育会議というのは教育委員会と区長で組織される会議でございますので、総合教育会議の中で、全体の調整に関することがどのように扱われて、そのうちの教育委員会の部分がどのように扱われるかという、全体像をお示しいただけますでしょうか。

○教育調整課長 まず、総合教育会議の運営は区長部局の総務課が行います。そちらで区長部局の考えを取りまとめる等の運営を行いますが、教育委員の日程の確認や、教育委員会の取りまとめなどを教育調整課が行いまして、区長部局との調整を図っていくことになろうかと思っております。

○松尾委員 わかりました。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第18号議案について御意見、御質問をどうぞ。

[発言する者なし]

○羽原委員長 事務処理の案件ですから、それでは、御質問がなければ、第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第18号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次いで、第19号議案について御意見、御質問をどうぞ。幼稚園ですね。

特に御意見、御質問ございませんか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 規則を廃止する規則ということで、中身については特にご説明がなかったのですが、その廃止する規則の中身はどのようなもので、それは、今後はどのような規則などで手当てされるのかといったことについてご説明をいただきたいと思います。

○学校運営課長 学校運営課長でございます。今回廃止される子ども園の管理運営規則については、一連の法改正によって区長部局で扱われることとなりますので、教育委員会が所管する規則を廃止するというところでございます。

○松尾委員 そうしますと、教育委員会にあった規則が廃止されて、それが区長部局のほうの規則に移ると、そのようになっているわけですか。

○学校運営課長 今、松尾委員がおっしゃったとおりでございます。

○松尾委員 わかりました。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終わります。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特にございませんでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第22号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 これも事務的な処理ですから、特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了します。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について御意見、御質問をどうぞ。

[発言する者なし]

○羽原委員長 これも事務的な処理であります。御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第24号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 この改正案の文面なんですけれども、1項、組織とございまして、(1)、(2)とあります。(2)では、校長及び教員の中から教育委員会が委嘱すると書いてあります。(3)号で、ただし書きのところに「教員である調査委員が」とありますので、教員である調査委員が9名を超えないということは、校長1名と調査委員9名で組織することができるかと読めばよろしいですか。

○教育指導課長 ただし書きの以降の文章の部分ですけれども、この調査委員会は教員が9名、加えて校長もしくは副校長である調査委員長が1名で、10名で調査委員会は構成されるということです。

○松尾委員 それに引き続きまして、(4)で「前号の場合において」と言っている「場合」というのは、ただし書き以降を指すものと理解してよろしいですか。

○教育指導課長 そのただし書き以降ではなくて、調査委員会、教科調査委員会全てを指すものです。

○松尾委員 「前号の場合」という言葉の意味合いがよくわからないのですが、幾つか場合があったうちの前号というふうには読みづらいので、この「号」というのは。

○教育長 分かりにくくて申し訳ないですが、法令上では、(3)を3号と読みます。

○松尾委員 すみません、そうすると、この「前号」の場合においてというのがなくてもよいと思いますが、「教科調査委員会において校長を調査委員とすることができない場合は」で特に問題ないように思うんですけれども。

○今野委員 通例、このような記載をします。

○松尾委員 通例こういうふうを書くのですか。

○今野委員 (3)で委員会の組織について書いてあるわけですね。その組織をする場合に

はという意味で、しばしば「前号の場合において」というふうに。

○松尾委員 特に間違っているわけではないわけですかね。

○教育調整課長 今野委員ご指摘のとおりでございまして、(4)については(3)の内容についての部分につながるもので、こういう表記をいつもしているということで御了解願えればと思います。

○松尾委員 (5)で「委員長には」とありますが、ここで言う委員長というのは、教科調査委員会の委員長のことですね。

○教育指導課長 (5)に示す委員長というのは、各教科調査委員会の委員長のことです。

○松尾委員 それで、その次の3というところに「統括委員長」というのがあって、それは全体会の、全体の委員長を指しているわけです。それと対比すると、(5)の委員長というのが各教科調査委員会の委員長であることが読み取れますが、この(5)の段階ではこの委員長が何を指すかというのは余り明確ではないですよ。その後の括弧書きを見れば、「前号の場合にあっては」ということで、その前号の場合というのは教科調査委員会に関することです。括弧書きの中まで読んで意味を斟酌すれば、この委員長は教科調査委員長だということになりますが、そこまで読まないでこの委員長の意味はわかりません。

○教育長 第6条の頭のところで「調査委員会の組織は次のとおりとする。」となっているので、6条の内容は調査委員会の内容になります。したがって、この委員長というのは調査委員会の委員長と読むことになります。

○松尾委員 しかし、委員会というのには、調査委員会という大きな組織があって、その中に教科調査委員会という小さな委員会が入っているわけです。この委員長という言葉がどちらの組織の委員長なのかかわからない。

○教育長 そういう意味ですね。第6条第1項では、主に教科調査委員会について規定しているため、ここでの委員長は教科調査委員会の委員長と読んでいただければと思います。また、第6条の第3項で、調査委員会の全体会の委員長を規定する形になっています。

○羽原委員長 法令は順番でいくから、その部分を取り出したときには前項、前々項を受けての表現になるので、行政的には分かるのではないのでしょうか。

○教育調整課長 括弧については括弧内のことで説明しているところがございまして。また、法制執務上の表現の部分もございましてけれども、今後はわかりやすいような形で努力していきたいと思っております。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問なければ討論及び質疑を終了いたします。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第25号議案を非公開によって審議いたしますので、恐縮ですが、傍聴人の方、議場より御退席ください。

〔傍聴人退席〕

ここで非公開による会議を解除いたします。傍聴人の方に御入室を。

〔傍聴人入室〕

○羽原委員長 以上で本日の議事は終了いたします。

-
- ◆ 報告1 区立幼稚園のあり方の見直し方針（素案）について（学校運営課）
 - ◆ 報告2 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課）
 - ◆ 報告3 その他

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。

○学校運営課長 それでは、御報告申し上げます。区立幼稚園のあり方の見直し方針（素案）について御報告申し上げます。

素案の内容としましては（1）から（5）の5点ございます。素案概要版と本編がございますけれども、素案の概要を中心に御説明申し上げたいと思います。

それでは、素案の概要版をごらんいただけますでしょうか。

まず、1点目の見直しの背景でございますけれども、ここがございますように、最近の幼児数の動向、ニーズ調査、保護者の要望等々を踏まえて区立幼稚園のあり方について検討させていただきました。

この中がございますように、最近の区立幼稚園の動向、それから、ニーズ調査、保護者の要望の詳細につきましては、本編の6ページ以降にそれぞれ資料を添付しておりますのでごらんいただければと思います。

次に2点目の見直しの目的でございますけれども、今回の区立幼稚園の見直しに当たりましては、先ほど申しましたニーズ調査等の調査結果などから明確となりました幼稚園の需要を踏まえまして、保護者の選択の幅をさらに広げられるように機能充実を図ってまいるとい

うことが1つ目の目的でございます。

それから、2つ目の目的は適正な集団規模となるように一定の園児数確保を図る点でございます。

3点目の見直しの結果でございます。この枠の中でございますように、24年度に一度おまとめをしました区立幼稚園のあり方の見直し方針につきましては、4園を廃止対象園としておりました。

その後、先ほど申し上げたようなニーズ調査、それから、幼児人口の増等々、区立幼稚園をめぐる大きな状況の変化がございました。それを踏まえて、今回の方針の見直しを検討いたしました。その結果、先にお示ししました区立幼稚園の廃止は今回見送ることとし、適正な園児数を確保するための手法として、以下にお示いたします3年保育、それから、預かり保育、この2つの取り組みの中で今後の幼稚園のニーズに効果的・効率的に対応していくということでございます。

3年保育についてでございます。特に3歳児保育のニーズ量というのは、資料編にもございますけれども、これから毎年増加していくということがあります。こうした将来的な需要に対応していくため、現在3歳児クラスの1学級定員は17名となっておりますけれども、これを1学級20名まで定員を引き上げてまいるといったところでございます。

それから、3年保育を実施していない区立幼稚園のうち3部屋以上の保育室を確保できる園に3歳児学級を新設していくといったところでございます。

次に、預かり保育についてでございます。この預かり保育につきましてもニーズ調査等々で増加傾向にございます。保護者の要望もございます。こういった中で幼稚園における預かり保育が求められているというところでございます。

こうした需要に対応していくため、3歳児と同様に公私立幼稚園で預かり保育を拡大していく必要があるということで、今回、新たに区立幼稚園において預かり保育を実施するというところでございます。

まず手始めに、平成27年度に試行的に実施させていただき、運営上の課題等検証した上で、平成28年度から本格実施します。その後、地域バランスを踏まえて段階的に実施園を拡大してまいります。

4点目ですが概要版をごらんください。今回、明らかになった3年保育や預かり保育、これらの幼稚園ニーズについては、区立幼稚園だけでなく私立幼稚園、認定こども園が緊密な連携でやっていくということが求められており、こういった中で保護者の選択の幅を広げて

いくことができるように、今後とも私立幼稚園連合会との連携に向けた協議を継続していくということでございます。

それから、最後に5点目の見直し方針の実施についてでございます。この素案をもとに4月以降パブリック・コメント、地域説明会を開催し、それらの御意見・御要望を踏まえて区立幼稚園のあり方の見直し方針を策定いたします。

平成28年度以降の区立幼稚園運営につきましては、この方針に基づいて実施いたします。そのため、平成27年11月から始まる平成28年度の区立幼稚園募集に合わせて詳細を周知するといったところでございます。

また、今回の方針案につきましては、区立幼稚園を取り巻く環境の状況の変化に応じた見直しを行ったものでございます。当然のことながら、幼児人口の推移や私立幼稚園、認定こども園、保育園との役割分担、区立幼稚園に求められるニーズの変化については今後も見直しを図ってまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたパブリック・コメントにつきましては、来月、4月15日から5月15日まで行わせていただきます。ここにごございますように、広報しんじゅく、ホームページ等で行います。地域説明会の実施につきましては、資料を添付させていただいておりますけれども、区立幼稚園での説明会、ここには当然地域の方も来ていただき、また、地域センターでの説明会を5カ所ほど御用意しております。

今後の予定でございますけれども、3月中に素案を公表させていただきまして、4月以降、常任委員会、パブリック・コメント、ここに記載のとおり順序でやらせていただき、園児募集を経まして、平成28年4月1日から方針実施となります。

簡単でございますけれども、報告でございます。

○羽原委員長 報告1についての説明が終わりました。御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○今野委員 細かいことで恐縮なんですけれども、「素案」と書いてあります。それで、5ページの一番最後のところで、1段落目は、この素案をもとに云々とありますし、2段落目では、「なお、今回の方針案は」というふうになっているんですけれども、素案と何か違う案も次の段階であるのか、何で素案なのかなど、以前の方針があるからなんだろうかね。

○学校運営課長 今回の区立幼稚園のあり方の見直しにつきましては、3歳児保育、預かり保育のニーズ等々も踏まえて丁寧な説明による合意形成を図るため、素案として方向性をお示ししています。今後は、説明会、パブリック・コメント等の意見も踏まえながら最終的に28年以降の実施に向けての方針を策定してまいりたいと考えております。

- 今野委員 素案から次の案というのがあるわけですね。
- 学校運営課長 素案をもとに最終的に方針案を策定してまいりたいと思っています。
- 羽原委員長 よろしいですか。
- 菊池委員 今のとつながっていると思いますけれども、この日程ですね、日程で、報告1の裏ですね、素案を公表しまして、9月15日、火曜日、広報しんじゅくで区立幼稚園のあり方見直し方針及びパブリック・コメント結果を公表とあります。ここで、この直前の教育委員会で案じゃなくて方針として取りまとめるという、そういうプロセスがあるということですか。素案から方針になるということですね。
- 学校運営課長 菊池委員おっしゃられたとおりでございます。
- 菊池委員 これまでの案というのがここで消滅し、案にかわる素案を今度新たに出し、方針ができる、そういう考え方なのかなと思ったんですけれども。案というのが今まで消えていなかったですよ。
- 今野先生の質問に答える形になるのかもしれませんが、あえて素案という言葉を出し、それで決定させると、そういうことなのかなと考えたんですけれども。
- 学校運営課長 幼稚園を取り巻く環境はこの二、三年で随分状況が変わっております。それをもとに今の状況、それから、将来に向けて見直したものでございまして、素案と方針というところにつきましては、合意形成をよく図っていくということを考えておりまして、今回の手順になった次第でございます。
- 羽原委員長 よろしいですか。
- 菊池委員 はい、いいです。
- 今野委員 「今回の」と書いてあるから、普通、「今回の方針素案」など、素案という言葉ではなくていいのでしょうか。
- 酒井教育長 意味がはっきりしないということでしょうか。のちほど整理して説明します。
- 松尾委員 それでは、全体的なことなんですけれども、今回、教育委員会としての区立幼稚園のあり方の見直し方針ということが打ち出されたものだと思いますが、未就学児に関する教育及び保育というのは幼稚園のほかには保育園と、それから、子ども園というのがあるわけですね。そうしますと、ニーズという点で考えますと、幼稚園のほかにも保育園と子ども園と、そういったもののバランスというものも現実的には出てくるわけですね。
- 一番最後の資料のところには、幼稚園と認定こども園の配置ということで、認定こども園についても一定の配慮を示しているように見受けられますが、その素案の本文のところには、

特に認定こども園、あるいは、場合によっては保育園との関係については特に言及がないように見受けられるのですが、そのあたりについては今後どのように取り扱っていくのでしょうか。

○**学校運営課長** 確かに、就学前の施設として公私立の幼稚園、それから、子ども園、それから、保育園がございます。保育園の場合は今逼迫している年齢層は若干異なっています。ニーズ調査においての幼児数というところにつきましては、幼稚園だけではなく子ども園の幼児期の部分も一緒に捉えた中で考えております。今回、区立幼稚園をこのニーズの中でどう捉えていくかというところ、もともと4、5歳の需要が相当落ち込んできた中で、前回のあり方方針がございましたけれども、需要の回復とともに、今度新たに3歳の需要が大きく出てきたことから、その2つを捉えて今回の素案となったということでございます。

そういった中で、先ほどありましたように、幼児環境を取り巻く状況もその都度変わってまいりますので、今回、区立幼稚園のあり方という中で、4、5歳の需要、特に3歳を中心とした需要、また、預かりを捉えた中で今回の素案となっている次第でございます。トータルのところを考えつつ、区立幼稚園のあり方の素案を発表させていただいたというところでございます。

○**松尾委員** そうしますと、トータルなニーズを視野に入れつつ、今回の素案に関しては幼稚園部分についての方針を取りまとめたところであると、そういうことですね。わかりました。どうもありがとうございます。

○**古笛委員** 少し御質問なんですけれども、パブリック・コメントとか、それから、説明会ですが、これは区民の方のみを対象にされるのか、区外の方でも参加されることを排除するものではないということでしょうか。

○**学校運営課長** 古笛委員おっしゃるように、排除するものではございません。

○**古笛委員** ぜひ、そうしていただけたらと、時々、区外の方から新宿区は住みやすいとか、女性に優しいとかいう話を聞くことがあるので、ぜひ、そういった意味で広くオープンにしてください。子どもに対するニーズは、私たちが子育てをしていたときと、今の方々のニーズというのも変わってきているので、ぜひ、広くいろんな声を聞いていただけたらと思います。

○**学校運営課長** 先ほどの今野委員からご指摘いただいた「方針案」と「方針素案」の文言について説明を追加させていただきます。概要版の3ページのところの5番の真ん中あたりに、「なお、今回の方針案は」とございますけれども、こちらを「方針素案」ということに修正

させてパブリック・コメント等を実施してまいりたいと考えております。

○羽原委員長 よろしいですか。

この問題、状況がかなり変わってきて、受け入れる側も幼稚園あり、保育園あり、子ども園あり、非常に複雑です。また、ニーズの読み取り方も難しく、それから、子育て中の保護者の方たちの生活環境あるいは就労条件等々いろいろ難しく、パブリック・コメントも集団的な動きが出るとすると、大きい流れを読み誤らせるパブリック・コメントにもなりかねないです。行政としても苦衷のあるところは当然あるわけで、資金面もあるし、様々な調整の問題もあるので、その辺をなるべくわかりやすく、可能な限り十分な説明をしていただき、それと同時に、いろんな意見を聞いて、集約していただきたい。

様々な意見がある中で、特定の方向で声が出てくるということは非常に怖いことで、民主的なルールが保てるような運びでお願いしたいと思います。頑張ってくださいと思います。

○学校運営課長 今の委員長のご意見も含めて、私どもはこういう方針に基づきまして、いろいろ御意見は賜りますけれども、トータルを見つつ、しっかりと就学前の教育施設としての区立幼稚園のあり方を進めてまいりたいと考えております。

○羽原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告3、その他ですが、事務局から何かありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

◎ 閉 会

○羽原委員長 それでは、以上をもって本日の教育委員会は閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時18分閉会